

沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(沖繩県産酒類に対する酒税の軽減等)

第七十二条 沖繩県の区域内にある酒類(酒税法第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この章において同じ。)の製造場のうち法第八十条第一項第一号の指定を受けた製造場において製造された酒類で、次の各号に掲げる期間内に当該区域内にある酒類の製造場から移出されるものに係る酒税の税額は、酒税法第二十三条の規定又はこの規定の特例に関する法律の規定にかかわらず、当該酒類の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一七 省 略

八 平成元年四月一日から令和四年五月十四日まで 百分の八十(酒税法

第三十条第十号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、百分の六十五)

258 省 略

(酒販組合に関する経過措置)

第一百十条 沖繩県の区域の全部又は一部の区域を地区とする酒類業組合法第三条の酒販組合については、施行日から起算して五十年を経過する日までの間は、酒類業組合法第十四条第三項及び第九十条(同項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。この場合において、同項の要件を欠く酒販組合は、酒類業組合法第四十二条第五号の事業を行うことができない。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(沖繩県産酒類に対する酒税の軽減等)

第七十二条 同 上

一七 同 上

八 平成元年四月一日から令和三年五月十四日まで 百分の八十(酒税法

第三十条第十号に規定する単式蒸留焼酎にあつては、百分の六十五)

258 同 上

(酒販組合に関する経過措置)

第一百十条 沖繩県の区域の全部又は一部の区域を地区とする酒類業組合法第三条の酒販組合については、施行日から起算して四十九年を経過する日までの間は、酒類業組合法第十四条第三項及び第九十条(同項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。この場合において、同項の要件を欠く酒販組合は、酒類業組合法第四十二条第五号の事業を行うことができない。